

「葵うなぎ」 ブランド名及びブランドマーク 使用の手引き



「葵うなぎ」のブランド名及びブランドマークは
愛知県が知的財産権を保有する県有財産です。
使用にあたっては条件があるほか、県への使用申請・登録が必要です。

連絡先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局 水産課

電話 052-961-2111(代) FAX 052-954-1645

メール suisan@pref.aichi.lg.jp URL <https://www.pref.aichi.jp/site/suisan>

令和6年1月発行

1 ブランド名及びブランドマークの意味



- ブランド名「葵うなぎ」は、「“あ” いちの、“お” おきな、“おい” しいうなぎ」の頭文字と、うなぎ養殖が盛んな愛知県三河地方で生まれた家康公にあやかりました。
- ブランドマークは、愛知県の“愛”からイメージしたハートをうなぎが形どっています。また、健康食品としても注目される大豆イソフラボンを餌に使用していることから、うなぎの胸ビレに大豆をあしらいました。さらに、良質なうなぎの特徴である背中の子色を備えていることから、青色のうなぎを重ねました。
- 愛知県内で養殖されたうなぎのうち、県の定めた使用の条件を満たしたうなぎにのみ、使用できるブランド名及びブランドマークです。

2 ブランド名及びブランドマークの仕様

- 用途に応じ、拡大・縮小して活用できます



- 縦横比（アスペクト比）の変更はできません



- 漁協の名称や生産者名を併記可能です



〇〇漁協

3 ブランド名及びブランドマークを使用できる者

① 県に申請し、登録を受けた生産者

- 申請方法には生産者個人の使用申請のほか、漁協経由での使用申請があります。
- 詳しくは「『葵うなぎ』ブランド名及びブランドマーク使用に係る要領」を参照してください。

② 「葵うなぎ」を取り扱う流通事業者または飲食事業者

- 詳しくは「『葵うなぎ』ブランド名及びブランドマーク使用に係る要領」を参照してください。

③ その他県が認めた者

4 ブランド名及びブランドマークの使用条件

① PRのために使用する場合の条件

ちらし、ポスター、パンフレット、名刺、看板等のPR資材に幅広く使用可能です。



② 出荷・販売のために使用する場合の条件

次の条件を全て満たした場合、出荷資材等に使用可能

- ア 愛知県内の養殖場で生産されたうなぎであること。
- イ 共立製薬株式会社が発行する大豆イソフラボン飼料（ソイビーナス）のパンフレットに示された使い方を十分理解し、適切な給与方法により生産されたうなぎであること。
- ウ うなぎ1尾当たりの重量が330g以上であること。

【用途例】

出荷箱、袋、スタンドパック、シール等

5 ブランド名及びマークの使用料

●使用料は無料とします

ブランド名及びブランドマークは、公共的資源として広く県民等に周知を図り、本県養鰻業の振興を図るものであるため、その使用料は無料とします。

6 知的財産権の取扱

● 「葵うなぎ」のブランド名及びブランドマークは、愛知県が知的財産権を保有する県有財産です

- 県が定めた使用条件の範囲内で使用可能です。
- 使用登録をしていない生産者は使用できません。
- ブランド名及びマークの目的及び仕様基準を理解した葵うなぎを取り扱う流通事業者または飲食事業者以外の第三者へブランド名及びブランドマークを譲渡することはできません。

● 不正利用に対して次の対処をすることがあります

- 指導及び是正処置の請求
- ブランド名及びブランドマーク使用登録の取消し